

RE:【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

乙第 74 号証

送信日時: 2011年8月15日 10:37
 宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
 添付ファイル: 20110801 別表案(各省照会版)外務②.xlsx (20 KB)

様

現在当省で検討中の案は別添のとおりです。

 外務省 大臣官房総務課
 課長補佐 伊藤 英一
 TEL 03-5501-8000 (内線) [REDACTED]
 直通 [REDACTED]
 FAX [REDACTED]
 E-mail: [REDACTED]

-----Original Message-----

From: [REDACTED] [mailto: [REDACTED]]
 Sent: Monday, August 01, 2011 6:03 PM
 To: [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]

Subject: 【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

法制有識者会議の報告書については、7月27日に各省及び各有識者委員に送付し、最終的なご確認をお願いしているところですが、それと並行して、法制化に向けた作業も進めていきたいと考えております。

今般、秘密の範囲に関し、関係省庁との議論を踏まえて「別表案」を作成いたしましたので、ご意見等ございましたら、その理由と併せて、当方までご連絡をお願いいたします。

「別表案」につきましては、議論のたたき台として提示するものです。これを基に、実際に秘密を保有する各省庁等から建設的なご提案をいただきて、最終的な「事項」を完成させたいという趣旨で今回の照会をさせていただいております。

したがって、ご意見等を提出される場合には、照会の趣旨をご理解いただき、その修正案に加えて、具体的にはどういう内容を本法制の秘密としたいのか、そして、それを秘匿する必要性は何かについて、具体的にご教示いただきますようお願いいたします。

また、今後の法制局等への説明資料として、

①「秘密保全法制の必要性について（案）」、
 ②「秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野（案）」
 を作成いたしました。「別表案」についての検討にも関連すると思われることから、「別表案」とあわせて送らせていただきます。ご意見等ございましたら、その理由とあわせてご連絡をお願いいたします。

上記の3件について、

8月15日正午までに、

当方まで、ご回答をお願いいたします。また、ご意見等なき場合も、その旨ご連絡をいただければ幸いで

す。
 なお、法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意願います。

また、検討委員会につきましては、お盆前に開催される可能性があります。日程については、改めてご連

絡いたします。

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
(直)

Fax 03-3592-2307

[REDACTED]

秘密の範囲 別表事項案

機密性2情報

取扱注意

緑字は外務省コメント

※ 青字は自衛隊法の別表第四に掲げる事項と同じ
 ※ 赤字は内閣官房の秘密の具体例

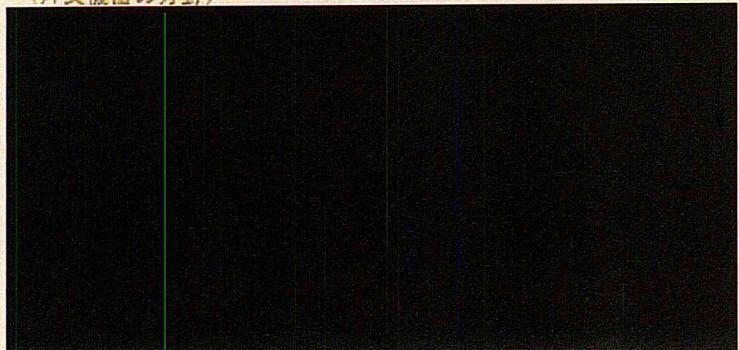
番号	分類(事項)	具体例
1	自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画 若しくは研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の運用命令、行動基準、行動状況その他の運用状況や運用実態 ○ 自衛隊の運用に関する内外の諸情勢に関する見積り ○ 外部からの武力攻撃等が生じた場合の自衛隊の対処計画 ○ 自衛隊の効率的かつ効果的運用を目的とした研究
2	防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が防衛に関し収集した通信信号、レーダー波等の電子信号及び人工衛星等を利用して地表面等の観測等により得た画像情報並びに総合的な分析成果 ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果
3	2に掲げる情報の収集整理又はその能力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する自衛隊の活動状況、態勢、方法、計画等及び自衛隊における収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能
4	防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛力の整備に関する内外の諸情勢に関する見積り ○ 防衛力を整備するために作成する計画 ○ 将来の防衛力の方向性を策定することを目的とした研究
5	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機のほか船舶、車両、液体燃料、装備品の構成部品、プログラム等の種類や数量
6	防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動時において用いる通信網の拠点、経路、その容量等及び部隊等の使用するデータ通信の方式
7	防衛の用に供する暗号その他2に掲げる情報の伝達の用に供する暗号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動等において用いる暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号
8	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機等の形状、構造、能力、有効適切な操作方法等
9	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機等の製作、検査、修理又は試験に必要な知識及び技術
10	防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(6に掲げる事項を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動等において用いる施設の構造、材質、能力、仕様、用途
	【P】ロケットに係る技術その他の大量破壊兵器の製造に転用可能な重要な技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ ロケット技術等

番号	分類(事項)	具体例
11	我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外交の構想	<ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題の解決に向けた構想 ○ 北朝鮮との間の問題の解決に向けた構想 <p>(法制局には、以下の事項が含まれることを説明する(機密性2)。) 下記外交機密のうち、ア、イ、ウ、エ、オ、ク (理由: 対外的には例示はしないが、実際にはこうした分野で特別秘密に指定する可能性があることを、事前に法制局の了解を得るために)</p>
12	我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外国政府又は国際機関との交渉の方針又は内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題に関する交渉の方針又は内容 ○ 北朝鮮との間の問題の解決に向けた交渉の方針又は内容 <p>(法制局には、以下の事項が含まれることを説明する(機密性2)。) 下記外交機密のうち、ア、イ、ウ、エ、オ、ク (理由: 対外的には例示はしないが、実際にはこうした分野で特別秘密に指定する可能性があることを、事前に法制局の了解を得るために)</p>
13	外交に関し収集した外国、国際機関又は国際情勢に関する重要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題に関する相手国の方針に関する情報 ○ 北朝鮮当局の動向に関する情報 ○ 情報保護協定に基づき外國から提供される重要な情報 <p>(理由: 外交機密として取り扱う旨規定されている情報防護協定もあり(日米GSOMIA等)、具体例に書くことが適当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果 <p>(法制局には、以下の事項が含まれることを説明する(機密性2)。) 下記外交機密のうち、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク</p>
14	13に掲げる情報の収集整理又はその能力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法、計画等及び収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能 <p>(法制局には、以下の事項が含まれることを説明する(機密性2)。) 下記外交機密のうち、カ (理由: 対外的には例示はしないが、実際にはこうした分野で特別秘密に指定する可能性があることを、事前に法制局の了解を得るために)</p>

番号	分類(事項)	具体例
15	外交の用に供する暗号その他13に掲げる情報の 伝達の用に供する暗号	<input type="radio"/> 外交暗号 <input type="radio"/> 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号

16	テロリズムその他の公共の安全と秩序に重大な 影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画 又は研究	<input type="radio"/> 重大テロが発生したときの警察庁及び都道府県警察に おける対応要領 <input type="radio"/> 重大テロ発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究 <input type="radio"/> テロ対処部隊・特殊警備隊の運用要領
17	公共の安全と秩序の維持に関し収集した国の重大な 利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する 重要な情報	<input type="radio"/> 外国政府等による対日有害活動に関する内部情報等 <input type="radio"/> 國際テロ組織によるテロ関連活動に関する内部情報等 <input type="radio"/> 極左暴力集団・右翼等によるテロ等の暴力的活動に関する 内部情報等 <input type="radio"/> 内閣情報会議が決定した情勢認識 <input type="radio"/> 合同情報会議が決定した情報評価書 <input type="radio"/> 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果
18	17に掲げる情報の収集整理又はその能力	<input type="radio"/> 上記項目の情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法、 計画等及び収集能力 <input type="radio"/> 内閣情報会議が決定した重点事項 <input type="radio"/> 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 <input type="radio"/> 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能
19	公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他 17に掲げる情報の伝達の用に供する暗号	<input type="radio"/> テロ対処部隊がテロ対処時において用いる暗号 <input type="radio"/> 警察庁と都道府県警察の間、公安調査庁本庁と公安調査局 の間等における重要な情報の伝達に用いる暗号 <input type="radio"/> 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号

(外交機密の分野)



秘密保全法制(秘の範囲) (外務省回答)

乙第 75 号証

送信日時: 2011年8月19日 17:40

宛先: 内調職員253(内閣情報調査室); 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 20110801秘密の分野(各省送付版)①.jtd (52 KB); 20110801 別表案(各省照会版)外務④.xlsx (21 KB);
20110801 秘密保全法制の必要性(各省送付版)①.jtd (63 KB)

内調 [REDACTED] 様 [REDACTED] 様

本件に関し当省回答を送ります。大変遅くなり失礼いたしました。

外務省 大臣官房総務課

課長補佐 [REDACTED]

TEL 03-5501-8000 (内線) [REDACTED]

直通 [REDACTED]

FAX [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

秘密の範囲 別表事項案

機密性2情報

取扱注意

緑字は外務省コメント

※ 青字は自衛隊法の別表第四に掲げる事項と同じ
 ※ 赤字は内閣官房の秘密の具体例

番号	分類(事項)	具体例
1	自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画 若しくは研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の運用命令、行動基準、行動状況その他の運用状況や運用実態 ○ 自衛隊の運用に関する内外の諸情勢に関する見積り ○ 外部からの武力攻撃等が生じた場合の自衛隊の対処計画 ○ 自衛隊の効率的かつ効果的運用を目的とした研究
2	防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が防衛に関し収集した通信信号、レーダー波等の電子信号及び人工衛星等を利用して地表面等の観測等により得た画像情報並びに総合的な分析成果 ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果
3	2に掲げる情報の収集整理又はその能力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する自衛隊の活動状況、態勢、方法、計画等及び自衛隊における収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能
4	防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛力の整備に関する内外の諸情勢に関する見積り ○ 防衛力を整備するために作成する計画 ○ 将来の防衛力の方向性を策定することを目的とした研究
5	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機のほか船舶、車両、液体燃料、装備品の構成部品、プログラム等の種類や数量
6	防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動時において用いる通信網の拠点、経路、その容量等及び部隊等の使用するデータ通信の方式
7	防衛の用に供する暗号その他2に掲げる情報の伝達の用に供する暗号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動等において用いる暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号
8	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機等の形状、構造、能力、有効適切な操作方法等
9	武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機等の製作、検査、修理又は試験に必要な知識及び技術
10	防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(6に掲げる事項を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動等において用いる施設の構造、材質、能力、仕様、用途
	【P】ロケットに係る技術その他の大量破壊兵器の製造に転用可能な重要な技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ ロケット技術等

番号	分類(事項)	具体例
11	我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外交の構想	<ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題の解決に向けた構想 ○ 我が国との間で重大な関わりを有する国等(削除: 北朝鮮)との間の問題の解決に向けた構想 (理由: 特定の国等に言及するのは不適当) <p>(法制局には、以下の事項が含まれることを説明する(機密性2)。) 下記外交機密のうち、ア、イ、ウ、エ、オ、ク (理由: 対外的には例示はしないが、実際にはこうした分野で特別秘密に指定する可能性があることを、事前に法制局の了解を得るために)</p>
12	我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外国政府又は国際機関等との交渉の方針又は内容 (理由: 北朝鮮が排除されないようにするため)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題に関する交渉の方針又は内容 ○ 我が国との間で重大な関わりを有する国等(削除: 北朝鮮)との間の問題の解決に向けた交渉の方針又は内容 (理由: 特定の国等に言及するのは不適当) <p>(法制局には、以下の事項が含まれることを説明する(機密性2)。) 下記外交機密のうち、ア、イ、ウ、エ、オ、ク (理由: 対外的には例示はしないが、実際にはこうした分野で特別秘密に指定する可能性があることを、事前に法制局の了解を得るために)</p>
13	<p>(削除: 外交に關し収集した外国、国際機関又は国際情勢に關する重要な情報) 我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に關し収集した重要な情報 (理由: 上記11、12との平仄を合わせつつ、情報保護協定に基づき外国から提供される軍事情報なども読み込みやすくする観点からの修文)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題に関する相手国の方針に関する情報 ○ 我が国との間で重大な関わりを有する国等(削除: 北朝鮮当局)の動向に関する情報 (理由: 特定の国等に言及するのは不適当) <p>○ 情報保護協定に基づき外国から提供される秘匿度の高い情報 (理由: 外交機密として取り扱う旨規定している情報保護協定もあり(日米GSOMIA)、具体例として記載することが適當)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果 <p>(法制局には、以下の事項が含まれることを説明する(機密性2)。) 下記外交機密のうち、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク (理由: 対外的には例示はしないが、実際にはこうした分野で特別秘密に指定する可能性があることを、事前に法制局の了解を得るために)</p>

番号	分類(事項)	具体例
14	13に掲げる情報の収集整理又はその能力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法、計画等及び収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能 <p>(法制局には、以下の事項が含まれることを説明する(機密性2)。) 下記外交機密のうち、カ (理由: 対外的には例示はしないが、実際にはこうした分野で特別秘密に指定する可能性があることを、事前に法制局の了解を得るため)</p>
15	外交の用に供する暗号その他13に掲げる情報の伝達の用に供する暗号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外交暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号

16	テロリズムその他の公共の安全と秩序に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重大テロが発生したときの警察庁及び都道府県警察における対応要領 ○ 重大テロ発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究 ○ テロ対処部隊・特殊警備隊の運用要領
17	公共の安全と秩序の維持に関し収集した国の大利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国政府等による対日有害活動に関する内部情報等 ○ 國際テロ組織によるテロ関連活動に関する内部情報等 ○ 極左暴力集団・右翼等によるテロ等の暴力的活動に関する内部情報等 ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果 (照会: 17は基本的に国内の情報だと思いますが、情報収集衛星は国内も監視しているのでしょうか?)
18	17に掲げる情報の収集整理又はその能力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法、計画等及び収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能
19	公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他17に掲げる情報の伝達の用に供する暗号	<ul style="list-style-type: none"> ○ テロ対処部隊がテロ対処時において用いる暗号 ○ 警察庁と都道府県警察の間、公安調査庁本庁と公安調査局の間等における重要な情報の伝達に用いる暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号

番号	分類(事項)	具体例
----	--------	-----

(外交機密の分野)



秘密保全法制【安全保障】

乙第 76 号証

送信日時: 2011年9月29日 20:58

宛先: 内調職員253(内閣情報調査室); 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 110929205122(0001).tif (88 KB); 内調回答【安全保障】.docx (16 KB)

内調 [REDACTED] 様 [REDACTED] 様

御世話になっています。

1 まずコメント欄があったので送ります。安全保障については、コメント欄に書かれているとおり、中央省庁等改革基本法に安全保障という文言が入ったので、設置法にも入れたわけであり、範囲はかなり狭いと思われます。

2 右も踏まえて作ると、別添のような回答になると思います。まだ、小官作成段階のものであり、もちろん省内の決裁をとっていません。ただ、小官のレベルでもすでに安全保障以外がかなり入ってしまうことがあります。これをベースに省内決裁【少なくとも、条約課決裁】をすると、小官の案よりもさらに慎重かつ広範な回答とならざるを得ず、[REDACTED] 様の方で望まれているような回答にはならないのだと思います。

明日で結構ですので、作業の方針について改めて相談したいと思いますので、ご一読後に連絡いただければ幸いです。

外務省 大臣官房総務課

課長補佐 [REDACTED]

TEL 03-5501-8000 (内線 [REDACTED])

直通 [REDACTED]

FAX [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

第四条

- 一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

《規定の趣旨（特に「中央省庁等改革基本法」上の「主要な行政機能」の本号における位置付け）》

1. 「外交政策」とは、我が国が主権国家として、国際社会において国益を追求するとともに諸外国等との適切な関係を維持・構築していくに当たってとる基本的な政策をいう。
2. したがって、国際社会や我が国の情勢が変化し得るものであり、また外交政策が広範多岐な分野にわたるものである以上、何が外交政策に含まれるかは、その時々の内外の情勢によって変わり得るものであるが、「中央省庁等改革基本法」が、外務省の担う「主要な行政機能」として「安全保障政策」、「対外経済政策」、「経済協力政策」、「国際交流政策」（別表第二）を列挙していることを踏まえ、本号では、イからニまでの事項を例示することとしたものである。
3. もとより、外交政策がイからニまでに掲げる事項に関するもののみに限定されるのではないことは論を待たず、これらの事項以外にも、原子力の平和利用、軍備管理・軍縮、科学技術等に関する対外政策、人権・難民・環境その他の国際社会が一致して取り組むべき共通の課題に対処するための政策や各國との二国間関係のあり方に関する政策は、当然、外交政策に含まれる。

《「～に関すること。」の意味》

外務省が、外交政策の企画、立案及び実施並びにこれらを遂行する上での必要から当然に内在している関係行政機関の政策や事務の調整を行うことを意味する。

《「その他の事項」の意味》

外交政策は広範多岐な分野にわたるものであり、何が外交政策に含まれるかは、その時々の内外の情勢によって変わり得るものである。このような外交政策の性格に照らせば、「その他の事項」がその前の「次のイからニまでに掲げる事項」に類するものに限られると解することは適當ではなく、外交政策がイからニまでに掲げる事項に関するもののみに限定されることは、上述の通りである。

《現行設置法上の主要な関連規定》

第三条

第一号 「外交政策の企画立案及びその実施」

第四条

第六号 「総合的な外交政策の企画立案に関すること。」

第十八号「諸外国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること。」

第四条

一 イ 日本国の安全保障

《「日本国安全保障」の趣旨》

1. 「日本国安全保障」とは、我が国の平和・独立、領域、国民の生命・財産等を外部の脅威（形態を問わない）から守ることを意味する。
2. 自国の防衛力を必要最小限としている我が国にとっては、外交政策によって我が国安全保障を確保することが必要不可欠であり、本号においては、国際情勢の如何にかかわらず、我が国安全保障の確保には、外務省が一貫して積極的に取り組んでいくという姿勢が示されている。より具体的には、安定的な安全保障環境の醸成、紛争の未然防止、日米安保体制の信頼性維持及び効果的運用の確保、米国をはじめとする同盟国及び友好国との関係の維持・強化、軍備管理・軍縮及び不拡散の分野における国際協力や協調、国連平和維持活動への寄与等多角的な要素を、我が国安全保障の確保との観点からとらえ、外交政策に反映させている。

《現行設置法上の主要な関連規定》

1. 「日本国安全保障」との事項を表した具体的文言は、現在の設置法上はないが、現行設置法では第三条一「外交政策の企画立案及びその実施」、第四条六「総合的な外交政策の企画立案に関すること」、更には第四条十八「諸外国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること」と規定されており、これらの規定によって、当然に「我が国安全保障」という事項が扱われてきた。
2. なお、基本法別表第2の中には、安全保障政策が外務省の担う主要な行政機能の一つとされており、外務省設置法案ではかかる点を設置法の規定として残したものである。

《総合的な安全保障政策の構築を図ることとの関係》

1. 安全保障に関する種々の政策は、安全保障そのものが諸外国等との適切な関係を築く外交政策と密接不可分であるとの性質上、外交政策との整合性を考慮することなくしては、企画、立案あるいは実施することはできない。すなわち、如何なる分野であれ、我が国安全保障の確保に資する種々の政策を関係省庁が企画・立案する際には、外交政策を所掌する外務省との調整が必ずしも必要となってくる。
2. この結果、関係省庁が行う政策で安全保障にかかわるものについては、外務省が設置法案第4条第1号にある所掌事務を通じて、関係省庁と緊密な連携を確保しつつ、全体として整合性のとれたいわゆる「総合的な安全保障政策」が構築されるようにしていくこととなる。

第四条

一 口 対外経済関係

《規定の趣旨》

「对外経済関係」とは、概ね、国際経済システム、貿易、投資、資源・エネルギー、経済統合、海洋の開発・利用、海運・航空、等の対外的な性格を有する経済問題に關し、我が国が主権国家として国際社会において國益を追求するとともに諸外国等との適切な関係を維持・増進していくことを意味する。

《現行設置法上の主要な関連規定》

第三条

第二号「通商航海に関する利益の保護及び増進」

安全保障【未定稿】

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
日本国の安全保障

[REDACTED]
[REDACTED]
日本国の安全保障

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

四 条約その他の国際約束の締結に関すること。

五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。

[REDACTED]
[REDACTED]
日本国の安全保障

[REDACTED]
[REDACTED]
日本国の安全保障

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

四 条約その他の国際約束の締結に関すること。

五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。

九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。

[REDACTED]
七 國際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関すること。

[REDACTED]
十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に関すること。

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2011年11月17日 21:18
宛先: 内調職員253(内閣情報調査室)
CC: [REDACTED] MANABE TAKASHI; [REDACTED]
件名: 別表説明

[REDACTED] 様

外務省セット版を送ります。遅くなり大変失礼いたしました。

外務省 大臣官房総務課
課長補佐 [REDACTED]
TEL 03-5501-8000 (内線 [REDACTED])
直通 [REDACTED]
FAX [REDACTED]
E-mail: [REDACTED]

問 「我が国の主権の維持及び安全保障」について

1 「安全保障」及び「主権」の概念整理

(1) 「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。(参考1)

(2) 「主権」は、第一に国家の意思の源泉、言い換えれば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられている。(参考2)

(参考1)

衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）の関係等に関する質問に対する答弁書（平成二十三年十一月二日提出 質問第二六号）

一について

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

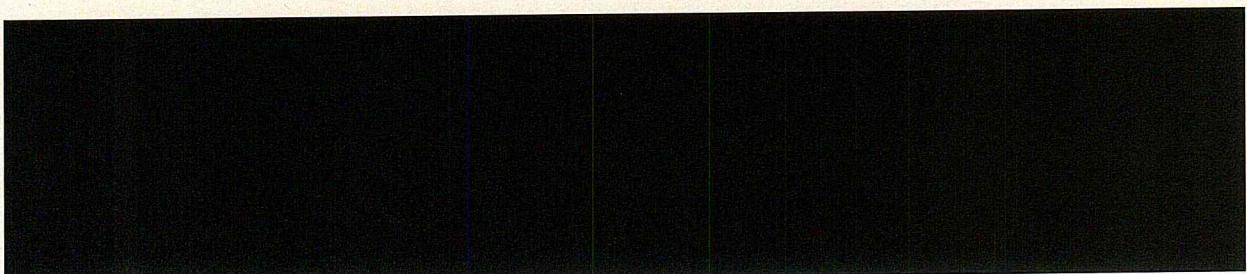
(参考2)

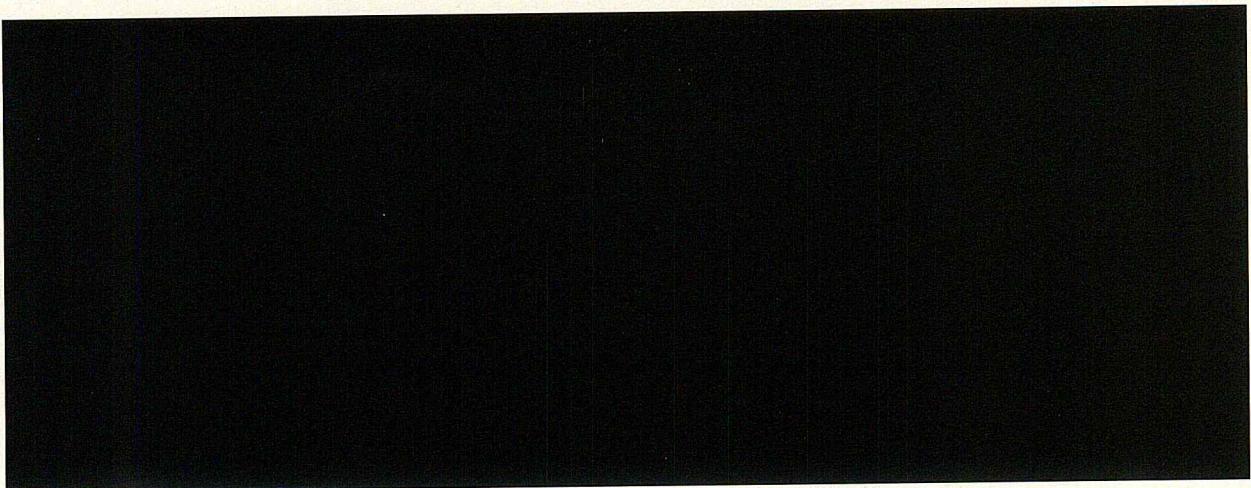
衆議院議員金田誠一提出日本国憲法における國権と自衛権との関係に関する質問に対する答弁書（平成十四年三月八日 答弁第一七号）

一、三及び四について

一般に、「主権」及び「國権」という言葉は、必ずしも一定の意味で用いられているわけではなく、「主権」という言葉は、第一に国家の意思の源泉、言い換えれば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられ、「國権」という言葉は、第一に国家の意思、第二に統治権というような意味で用いられているところと承知している。

お尋ねの憲法上用いられている「主権」という言葉のうち、前文第一段落及び第一条の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思の源泉というような意味で、前文第三段落の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思が最高、独立であることというような意味で用いられていると考える。（以下略）





(参考) 国会における発言

● 参 - 本会議 - 19号 平成23年06月01日

内閣総理大臣（菅直人君）

次に、北方領土の問題についての質問をいただきました。自国の領土を守ることは我が国の主権にかかわる重要な問題であり、領土問題の解決に全力を挙げて取り組んでまいらなければならないと考えております。

● - 参 - 本会議 - 3号 平成23年09月16日

内閣総理大臣（野田佳彦君）

北朝鮮の拉致問題についての御質問を最後にいただきました。拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、重大な人権の侵害でもあります。先般、拉致被害者の御家族とお会いをし、私の決意を申し上げましたが、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしてまいります。

問 「国際約束に基づき、保護を必要とする情報」について

1 対象となる情報の範囲

- (1) 「国際約束に基づき、保護を必要とする情報」とは、外国政府又は国際機関から受領した情報であって、当該情報を提供する外国政府又は国際機関との間で締結している国際約束に基づき、保護を必要とする情報をいう。
- (2) より具体的には、情報保護協定^(注1)に基づき保護を必要とする情報を本事項の対象として想定している。なお、一般的に情報保護協定は、保護の対象となる情報を、情報提供国の国家安全保障のために保護を必要とするものなどに限定している。
- (3) ただし、今後、どのような外国政府又は国際機関との間で、どのような名称や内容の国際約束を締結するのか^(注2)、またどのような情報を保護の対象とするのか^(注3)について現時点で予見することはできないため、一定の抽象性を持った規定となっている。
- (4) いずれにせよ、本事項に該当する情報の全てが特別秘密となるわけではなく、本事項に該当する情報のうち、①公になっていない、②我が国の外交上特に秘匿することが必要である、という要件を満たすものが、行政機関の長により特別秘密に指定されることとなる。

2 本事項を別表に含める必要性

- (1) 外国政府又は国際機関から情報を入手する際には、我が国として、受領した情報を適切に保護することが前提となる。そのための具体的な手続等を定める国際約束として、情報保護協定が締結されている。
- (2) ただし、我が国が締結している情報保護協定は、一般的に、国内法令の範囲内で情報を適切に保護するための手続等を規定するものであるため、相手国・機関との情報共有を促進するためには、単に情報保護協定を締結するだけでは不十分であり、我が国における秘密保護法制を整備し、相手国・機関から受領した情報を、適切な保護の下に置くことが重要である。
- (3) 例えば、我が国が締結済みの情報保護協定は、保護を必要とする秘密情報へのアクセスをセキュリティー・クリアランス（適性）を付与された者に限定することを規定している。しかし、現状では適性評価を実施するための国内法令上の明示的な根拠規定はなく、仮に本件法案により国内法令上の明示的な規定に基づく適性評価を実施できるようになるのであれば、外国政府又は国際機関から受領し保護を必要とする情報についても、特別秘密に指定することによりそのような適性評価の対象とできるようにすることが、我が国の秘密保全制度への信頼を確保する観点から重要と考えられる。
- (4) ただし、別表2イ～ハは、特別秘密の対象を我が国の主権の維持及び安全保

障に関するものに限定しており、外国政府等から受領した情報であって、国際約束上我が国として保護を必要とする情報を、必ずしも対象として読み込めないことから^(注4)、別表に本事項を追記することが必要。

【注1】情報保護協定

1. 情報保護協定とは

- (1) 締約国政府間で交換される秘密情報を、受領する締約国政府が適切に保護するための手続等について定める国際約束。保護の対象を軍事情報に限定したものは、GSOMIA (General Security of Military Information Agreement) と呼ばれることがある。
- (2) 一般的に、国内法令の範囲内で、受領した秘密情報を第三国政府等に提供しないこと、受領した秘密情報に対し秘密情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えることなどを規定。
- (3) また、通常、秘密情報へのアクセスを、知る必要 (need-to-know) があり、セキュリティ・クリアランス (適性評価) を付与された者に限定。

2. 我が国が締結済みの情報保護協定

- (1) 日仏情報保護協定 (2011年10月発効)
(フランスは、我が国を始めとする30以上の国・機関と情報保護協定を締結済み。)
- (2) 日NATO情報保護協定 (2010年6月発効)
(NATOは、我が国を始めとする35以上※の国・機関と情報保護協定を締結済み。)
※2010年6月時点。最新情報については確認中。
- (3) 日米軍事情報包括保護協定 (GSOMIA) (2007年8月発効)
(米国は、我が国を始めとする45以上の国・機関と情報保護協定を締結済み。)

【注2】情報の保護に関する一般的な手続等を情報保護協定として締結する場合以外にも、個別の国際約束の一部として、情報の保護に関する規定が置かれる場合もある。

【注3】我が国が締結済みの情報保護協定における保護の対象

1. 日仏情報保護協定

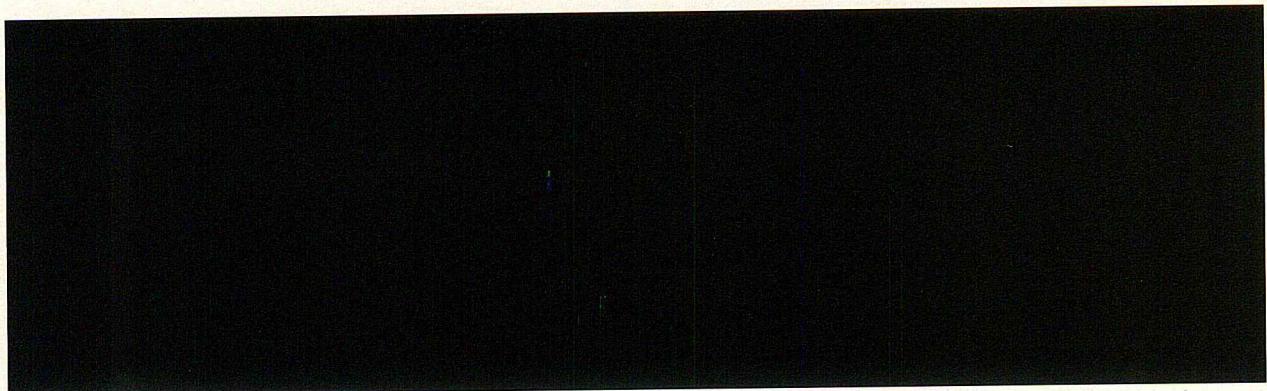
「秘密情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とし、かつ、秘密指定が付されるものをいう。(第1条(a))

2. 日NATO情報保護協定

「秘密の情報又は資料」とは、許可されていない開示からの保護を必要とすると決定された情報又は資料であって、秘密指定により指定されたものをいう。(合意議事録4項(iii))

3. 日米軍事情報包括保護協定 (GSOMIA)

「秘密軍事情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とするものをいう。(第1条(a))



(了)

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成23年11月18日

1 条文案等

- 条文素案
- 読替表
- 適性評価調査票（イメージ）

2 論点ペーパー（案）（いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

(1) 人的管理に関するもの

- 適性評価制度の法制化について*²
- 「適性」という語を用いることについて*²
- 適性評価の対象外とする者について*²
- 実施権者について*²
- 行政機関の長等が自らの適性を評価する制度設計の合理性について*²
- 特別秘密を取り扱う者がこれを漏らすおそれと調査すべき事項の関係について*²
- 調査事項について*²
- 公私の団体への照会について*²
- 同意の取得について*¹
- 結果の通知について*²
- 適性を有しないと認められた場合の対象役職員の不満に対応する仕組みを制度化しないことについて*²
- 適性評価の見直し時期について
- 適性評価の実施以外の目的での個人情報の利用・提供の制限について*²
- 適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について*²
- 適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について*²
- 適性評価と法の下の平等との関係について*²

(2) 秘密の指定に関するもの

- 指定権の所在及び指定の効果並びに指定の調整について*²

*¹ 法制局にいったん提出後、内調において技術的・形式的な修正したもの。

*² 法制局にいったん提出後、同局参事官の指摘を受けて修正したもの。

3 外務省において検討中の別表事項案に係る同省作成ペーパー

- 「我が国の主権の維持及び安全保障」について
- 「国際約束に基づき、保護を必要とする情報」について

問 「我が国の主権の維持及び安全保障」について

1 「安全保障」及び「主権」の概念整理

(1) 「安全保障」とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味する。(参考1)

(2) 「主権」は、第一に国家の意思の源泉、言い換れば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられている。(参考2)

(参考1)

衆議院議員浅野貴博君提出我が国の安全保障戦略と環太平洋経済連携協定（TPP）の関係等に関する質問に対する答弁書（平成二十三年十一月二日提出 質問第二六号）

一について

安全保障とは、一般に、外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することを意味するものと承知している。

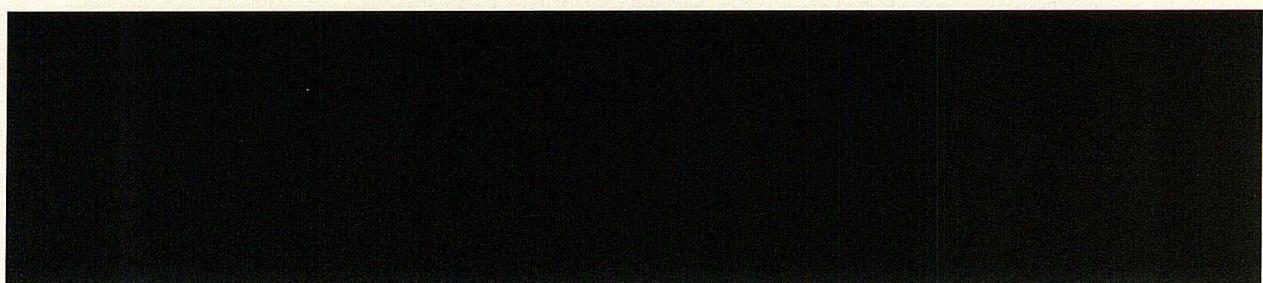
(参考2)

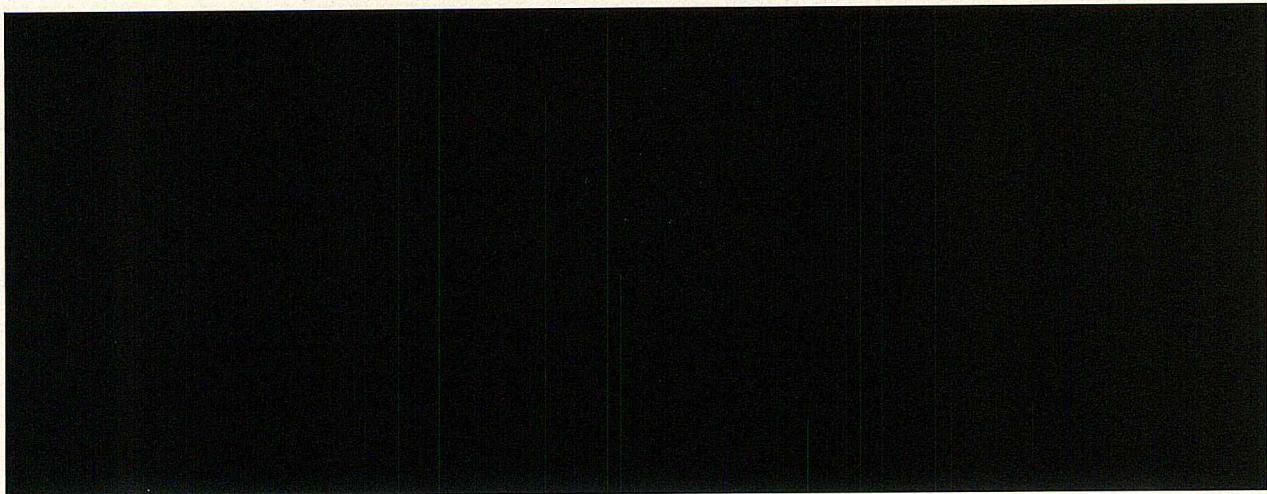
衆議院議員金田誠一提出日本国憲法における國權と自衛権との関係に関する質問に対する答弁書（平成十四年三月八日 答弁第一七号）

一、三及び四について

一般に、「主権」及び「國權」という言葉は、必ずしも一定の意味で用いられているわけではなく、「主権」という言葉は、第一に国家の意思の源泉、言い換れば国家の政治の在り方を最終的に決定する力、第二に国家の意思が最高、独立であること、第三に国家の意思、第四に統治権というような意味で用いられ、「國權」という言葉は、第一に国家の意思、第二に統治権というような意味で用いられているところと承知している。

お尋ねの憲法上用いられている「主権」という言葉のうち、前文第一段落及び第一条の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思の源泉というような意味で、前文第三段落の「主権」は、右で述べた主権の意味のうち国家の意思が最高、独立であることというような意味で用いられていると考える。（以下略）





(参考) 国会における発言

● 参 - 本会議 - 19号 平成 23年 06月 01日

内閣総理大臣（菅直人君）

次に、北方領土の問題についての質問をいただきました。自国の領土を守ることは我が国の主権にかかわる最重要な問題であり、領土問題の解決に全力を挙げて取り組んでまいらなければならないと考えております。

● - 参 - 本会議 - 3号 平成 23年 09月 16日

内閣総理大臣（野田佳彦君）

北朝鮮の拉致問題についての御質問を最後にいただきました。拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、重大な人権の侵害でもあります。先般、拉致被害者の御家族とお会いをし、私の決意を申し上げましたが、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしてまいります。

問 「国際約束に基づき、保護を必要とする情報」について

1 対象となる情報の範囲

- (1) 「国際約束に基づき、保護を必要とする情報」とは、外国政府又は国際機関から受領した情報であって、当該情報を提供する外国政府又は国際機関との間で締結している国際約束に基づき、保護を必要とする情報をいう。
- (2) より具体的には、情報保護協定^(注1)に基づき保護を必要とする情報を本事項の対象として想定している。なお、一般的に情報保護協定は、保護の対象となる情報を、情報提供国の国家安全保障のために保護を必要とするものなどに限定している。
- (3) ただし、今後、どのような外国政府又は国際機関との間で、どのような名称や内容の国際約束を締結するのか^(注2)、またどのような情報を保護の対象とするのか^(注3)について現時点で予見することはできないため、一定の抽象性を持った規定となっている。
- (4) いずれにせよ、本事項に該当する情報の全てが特別秘密となるわけではなく、本事項に該当する情報のうち、①公になっていない、②我が国の外交上特に秘匿することが必要である、という要件を満たすものが、行政機関の長により特別秘密に指定されることとなる。

2 本事項を別表に含める必要性

- (1) 外国政府又は国際機関から情報を入手する際には、我が国として、受領した情報を適切に保護することが前提となる。そのための具体的な手続等を定める国際約束として、情報保護協定が締結されている。
- (2) ただし、我が国が締結している情報保護協定は、一般的に、国内法令の範囲内で情報を適切に保護するための手続等を規定するものであるため、相手国・機関との情報共有を促進するためには、単に情報保護協定を締結するだけでは不十分であり、我が国における秘密保護法制を整備し、相手国・機関から受領した情報を、適切な保護の下に置くことが重要である。
- (3) 例えば、我が国が締結済みの情報保護協定は、保護を必要とする秘密情報へのアクセスをセキュリティー・クリアランス(適性)を付与された者に限定することを規定している。しかし、現状では適性評価を実施するための国内法令上の明示的な根拠規定はなく、仮に本件法案により国内法令上の明示的な規定に基づく適性評価を実施できるようになるのであれば、外国政府又は国際機関から受領し保護を必要とする情報についても、特別秘密に指定することによりそのような適性評価の対象とできるようにすることが、我が国の秘密保全制度への信頼を確保する観点から重要と考えられる。
- (4) ただし、別表2イ～ハは、特別秘密の対象を我が国の主権の維持及び安全保

障に関するものに限定しており、外国政府等から受領した情報であって、国際約束上我が国として保護を必要とする情報を、必ずしも対象として読み込めないことから^(注4)、別表に本事項を追記することが必要。

【注1】情報保護協定

1. 情報保護協定とは

- (1) 締約国政府間で交換される秘密情報を、受領する締約国政府が適切に保護するための手続等について定める国際約束。保護の対象を軍事情報に限定したものは、GSOMIA (General Security of Military Information Agreement) と呼ばれることもある。
- (2) 一般的に、国内法令の範囲内で、受領した秘密情報を第三国政府等に提供しないこと、受領した秘密情報に対し秘密情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えることなどを規定。
- (3) また、通常、秘密情報へのアクセスを、知る必要 (need-to-know) があり、セキュリティ・クリアランス (適性評価) を付与された者に限定。

2. 我が国が締結済みの情報保護協定

(1) 日仏情報保護協定 (2011年10月発効)

(フランスは、我が国を始めとする30以上の国・機関と情報保護協定を締結済み。)

(2) 日NATO情報保護協定 (2010年6月発効)

(NATOは、我が国を始めとする35以上*の国・機関と情報保護協定を締結済み。)

*2010年6月時点。最新情報については確認中。

(3) 日米軍事情報包括保護協定 (GSOMIA) (2007年8月発効)

(米国は、我が国を始めとする45以上の国・機関と情報保護協定を締結済み。)

【注2】情報の保護に関する一般的な手続等を情報保護協定として締結する場合以外にも、個別の国際約束の一部として、情報の保護に関する規定が置かれる場合もある。

【注3】我が国が締結済みの情報保護協定における保護の対象

1. 日仏情報保護協定

「秘密情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とし、かつ、秘密指定が付されるものをいう。(第1条 (a))

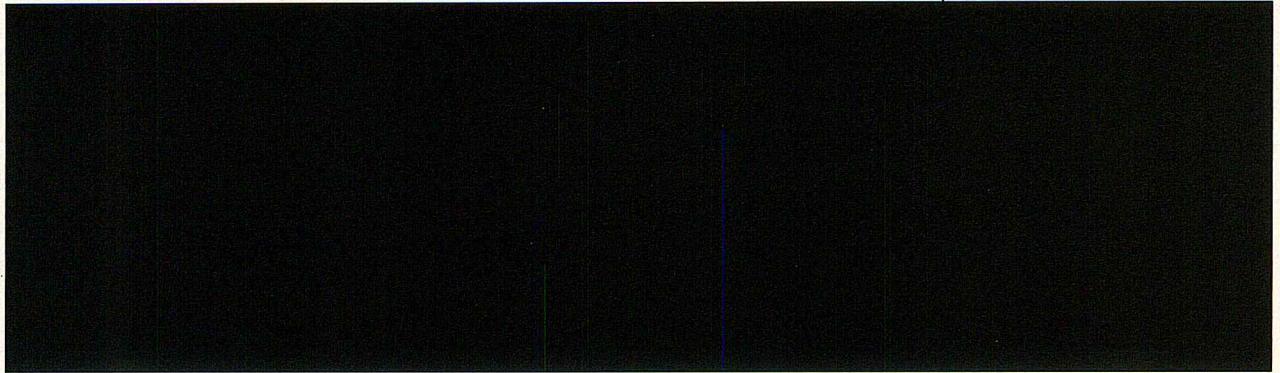
2. 日NATO情報保護協定

「秘密の情報又は資料」とは、許可されていない開示からの保護を必要とすると決定された情報又は資料であって、秘密指定により指定されたものをいう。(合意議事録4項 (iii))

3. 日米軍事情報包括保護協定 (GSOMIA)

「秘密軍事情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とするものをいう。(第1条 (a))

11/11/18



(了)

平成23年12月5日
防衛省調査課情報保全企画室

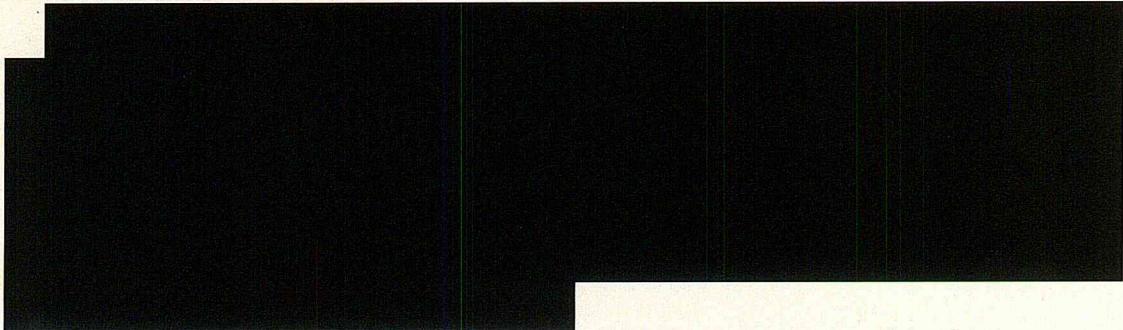
内閣官房内閣情報調査室 御中

特別秘密の保護に関する法律（仮称）の「適性評価」について

平成23年12月1日に法制局に持ち込んだ条文案（以下「部長用条文案」という。）について、以下のとおり、意見等を提出します。

なお、以下の意見等に対する回答の内容によっては、再意見等を提出させていただく場合があるとともに、以下の意見等のほか、「調査票」の調査項目などについては、特別秘密に関する適性評価制度と、特別防衛秘密・省密に係る適性評価制度は、当省内においては、単一の制度であるべきとの各機関の意見を踏まえ、現在、検討中であるため、今後、別に意見等を提出させていただく予定があることを申し添えさせていただきます。

1 第8条第1項関係



2 第8条第2項関係

部長用条文案第8条第2項に規定する「職員になることが見込まれる者」は、異動（出向に際し、一旦退職し、採用される場合を含む。）内示が出ている者のほか、国家公務員として新たに採用される者（新規採用となる者）も含まれるとの解釈でよろしいか。

この場合、「新規採用となる者は含まれない」との解釈であれば、その理由等を御教示いただきたい。

3 第8条第7項関係

11月25日に法制局に持ち込まれた条文案（第6回分）には、結果の通知について、本人が希望しない場合には通知しない旨の規定が置かれていたが、部長用条文案第8条第7項において削除された理由を御教示いただきたい。

また、対象職員に対する適性評価の結果の通知については、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内で行うことが重要と考えるところ、現段階における当該通知の具体的な要領について、お考えがあれば御教示いただきたい。

4 第8条第9項第2号関係

部長用条文案第8条第1項の規定により適性を認められた職員が、同条第3項に規定する期間内のうちに、他の行政機関に出向（異動）した場合、当該他の行政機関の長は、その期間内であれば自己の保有する特別秘密を当該職員に取り扱わせることができるほか、当該職員の転入の際に、改めて、適性評価を行うことも可能と考えるが、この場合、その根拠は、部長用条文案第8条第1項なのか、あるいは同条第9項第2号なのか、御教示いただきたい。

乙第 81 号証

【防衛省】法制に係る質問等について

送信日時: 2011年12月21日 20:15

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 【防衛省】法制に係る質問等(指定権関連)231221.doc (38 KB)

内調 [REDACTED] 様

お世話になっております。

ばらばらとすみません。

今度は、指定権の調整の部分につきまして、添付のとおり、質問等を提出させていただきます。

時間外に申し訳ございません。

よろしくお願い申し上げます。

[REDACTED] 拝

◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆
防衛省 防衛政策局 調査課 情報保全企画室

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

TEL 03-3268-3111 (内線 [REDACTED])

E-mail [REDACTED]

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

平成23年12月21日
防衛省調査課情報保全企画室

内閣官房内閣情報調査室 御中

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権関連）について

標記について、以下のとおり、質問等を提出します。

なお、以下の質問等に対する回答の内容によっては、再質問等を提出させていただく場合があることを申し添えさせていただきます。

1 第3条及び第5条関係

ア 「当該行政機関についての別表各号に該当する事項」の趣旨如何。防衛に関する事項について、防衛省以外の行政機関についての防衛に関する事項に該当するものとして、具体的にどのようなものを念頭に置いているのか。

イ 「当該行政機関についての」の趣旨如何。第5条第1項の「他の行政機関との共有に係る事項」については、「当該行政機関についての」ではないということか。

ウ 防衛省についての防衛に関する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものについて、第3条第1項に基づき、防衛大臣が特別秘密として指定した効果は、防衛省以外の行政機関（政府全体）にも及ぶものと解するが、その効果は、同条第2項第2号に基づき通知により指定した場合も同様か。

エ 防衛大臣は、防衛に関する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものについて、これを特別秘密に指定した後、必要があれば、第6条第1項の規定に基づき、「政令で定めるところ」により、必要な協議（現行自衛隊法施行令第113条の4に規定するようなもの）を行って、他の行政機関の職員にこれの取扱いの業務を行わせることができると考えているところ。

他方、第5条の規定は、当初、貴室から説明があったように、既に共有されている情報を特別秘密に指定する場合、あるいは、他の行政機関から受領した情報について、受領した情報機関の判断で別表の事項に触れるようなものを特別秘密に指定する場合について、必要な調整を行うための規定であると理解している。

したがって、防衛省が他の行政機関との間で共有することを予定していない情報を特別秘密に指定する場合や、これから共有しようとする情報であっても、防衛省についての「防衛」に関する事項を特別秘密に指定する場合であれば、第5条第1項の規定による意見聴取によらずとも、第3条の規定により、防衛大臣が指定権を行使でき

ると考えている。この理解については、現時点においても、変更ないと理解してよいか（本法制においては、現行の防衛秘密制度を取り込むものと承知しているが、当方としては、防衛省として、従来であれば防衛秘密に指定すべき事項について、本法制に伴う各省からの意見聴取等により、その指定が困難となれば、結果として、現行の防衛秘密の保全水準の低下につながりかねないことから、少なくとも、現行の防衛秘密の指定の要領が維持されない限り、防衛秘密制度の本法制への取り込みには納得できかねる。）。

オ 特別秘密の指定に当たっては、例えば、防衛省から外務省に提供した防衛に関する情報（防衛省としては、これを同法案別表の第1号に照らし、「特別秘密（仮称）」に該当しないとの判断を行った後、提供している情報）について、それを受けた外務省が、別表の第1号に照らし、「特別秘密（仮称）」に当たると主張する余地もあると考えられるところ。この場合、「防衛上、特に秘匿の必要があるもの」の判断を防衛大臣以外の行政機関の長が行なうことが、各行政機関の所掌事務上可能なのか。また、例えば、「外務省についての防衛に関する事項であって、自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究」と当てはめた場合、具体的にいかなるものを特別秘密として指定することが想定されるのか。

カ 内閣官房がある事項を特別秘密に指定するに当たっては、およそ当該事項は「共有に係る事項」に該当するものと考えられることから、他の行政機関の長の意見を聞くことになるのか。

キ 「その意見を尊重しなければならない」には、特別の事情のない限りその意見の趣旨に沿って処置することが強く要請されているものと考えられるが、行政機関の長が、「行政機関についての・・・特に秘匿することが必要である」と判断した事項について、他の行政機関の長の意見により秘密に指定する必要性を認めなくなることがあっても良いのか。

また、これが良いということであれば、なぜ、秘匿することが必要と判断されたもの（保護する必要があるもの）について、特別秘密として指定しなくとも良いとの整理ができるのか。

ク 特定行政機関の長の意見を聴き、その意見を尊重した上で、他の行政機関から伝達を受けた事項を特別秘密に指定した場合において、後に、当該事項を共有していた行政機関を絞りきれていなかったことが判明し、特定行政機関以外の行政機関に該当事項が共有されていた場合はどのように取り扱うのか。

ケ 防衛省が特別秘密に該当するとして事項指定した場合について、当該事項指定の後に、他の行政機関が該当事項を入手した段階（アのように外交ルートにより入手したものも含む。）では、それは特別秘密に自動的に指定されると当方は理解しているが、このような理解でよろしいか。このような理解でよろしければ、これを義務付けるような枠組みをどのように設ける予定か御教示いただきたい。

この

ような経路（外交ルート）で伝達される文書であって、防衛に関する事項であり、防衛大臣が我が国の防衛上秘匿することが必要であると判断したものについて、外務大臣の意見が尊重されることにより特別秘密に指定できないようなこととなると、防衛に関する秘密保全上の懸念が生じ得る。

① 防衛省が外交ルートで防衛に関する情報（別表の第1号ハにのみ該当するもの）を受領した場合、あくまでそれは、所定の（形式的な）外交ルートで伝達されているだけであるため、当該情報に含まれる事項を「共有」しているとは言えないとの理解でよろしいか（つまり、この場合、防衛省は、外務省の意見を尊重せずとも当該情報を特別秘密に指定することができるとの理解でよろしいか。）。

② 防衛省が外交ルートである情報を受領した場合、その情報によっては、別表の第1号ハに該当するとともに、第2号ハにも該当し得ることが考えられるが、この場合、防衛省と外務省のどちらが指定権を行使して、どちらが「特定行政機関」となるのか。

サ 外国政府から伝達される情報（特別秘密に指定されるような事項を含んだもの）のように、当該事項の政府内の共有の範囲について、当然には分からぬ場合においては、どのような手続を踏むことにより、特別秘密に指定するか否かの判断が政府として行われることを想定しているのか。

シ 同じ情報を2つの省庁が外部から受領した場合、それぞれの省庁が別の事項として指定することは想定されるのか。その場合、一定期間経過後、例えば、外務省は外交上は秘匿の必要がないと判断し、防衛省は引き続き防衛上は秘匿の必要があると判断した場合、どのような取扱いになるのか。

ス 機関Aから機関Bに伝達された事項について、機関Aが事後的に特別秘密に指定する例のように、「後出し」で特別秘密に指定することを認めるることは現実的ではない（機関Aは、当該事項を作成又は入手したときに特別秘密に指定するか否かを判断すべきであり、事後的な判断を許容すると、機関Aにおける特別秘密の保全すら適切に行われなくなるおそれがある）と考える。したがって、「後出し」によって、特別秘密に指定されるようなことはないと理解してよいか。

なお、法の施行時に特定行政機関において既に共有されている事項については、法の公布から施行までの間に調整することとすれば足りる。

※ 行政機関の長は、自ら排他的に保有する事項については、排他的に保有している間に特別秘密に指定することが求められているものであり、一旦他の行政機関に自ら伝達した事項について、後に、“考え方直して”特別秘密に指定することを認めると、考え方直すまでの間に適性評価を受けていない者が当該事項を取り扱う可能性を排除できないことから、これを認めるべきではないと考える。なお、これは、その行政

機関の内部においても同様である。

2 貴室作成の「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）」について

ア 1 (3)において、「制度の複雑化を招く可能性」とは何か。例えば、防衛省についての防衛に関する事項の場合、防衛大臣以外の行政機関の長が指定権を行使することは考えられないことから、むしろ、全ての行政機関の長に指定権を認めることで、かえって手続きが複雑化しているのではないか。

イ 3の説明に「特別秘密に指定しようとする場合、当該情報を保有する他の行政機関への意見聴取、協議及び通知は不可能」とあるが、これは、特別秘密に指定すべきものであっても、共有範囲が当然には分からぬような場合については、指定できないこととなるとの理解か。

3 その他

ア 特別管理秘密は特別秘密と特別管理秘密に分かれるのか。

イ 衛星秘密は、どの事項に該当するのか。特別秘密に該当するもの、しないもの（特別管理秘密）があるのか。

ウ 政府統一の秘密制度である以上、各行政機関による実施体制、実施状況、指定された特別秘密の事項等について、内閣官房が把握すべきではないか。

乙第 86 号証

【防衛省】秘密保全法制について

送信日時: 2012年2月7日 21:19

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

CC: 末永 広

添付ファイル: 【防衛省】適性評価に係る再意見等(240207).doc (31 KB); 【防衛省】指定権に係る再意見等(240207).doc (33 KB)

内調 [REDACTED] 兼

いつもお世話になっております。

新法につきまして、先月16日にいただいた当省の質問に対する貴室からの回答等を踏まえ、添付のとおり、意見等を提出させていただきます。

お忙しいところ、恐縮ですが、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願ひいたします。

◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆
防衛省 防衛政策局 調査課 情報保全企画室

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

TEL 03-3268-3111 (内線 [REDACTED])

E-mail [REDACTED]

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

平成24年2月8日
防衛省防衛政策局調査課

内閣官房内閣情報調査室 御中

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権関連）について

標記について、以下のとおり、意見等を提出します。

- 1 （当省からの平成23年12月21日付質問の1「オ」に対する平成24年1月16日付貴室からの回答を踏まえ）

「防衛に関する事項」について、「我が国の防衛上特に秘匿する必要があるもの」の判断は、国の行政機関における事務の分担管理の原則の下、法律において「防衛」に関する事を所掌する防衛大臣のみが行い得るものと考える。

本法案においては、他省庁で共有されている別表の「防衛に関する事項」について、防衛大臣以外の大臣等が、「我が国の防衛上特に秘匿することが必要」と判断して、それを特別秘密に指定する可能性や、防衛大臣が、我が国の防衛上、特別秘密として指定すべきとしたものが、他の大臣等の判断により阻止される可能性が生じ、結果として、国の行政機関の事務の分担管理の原則の下、「防衛」に関する事を所掌する防衛大臣が防衛上の責任を全うすることができなくなるおそれがあると考える。

したがって、既に他省庁と共有されている情報であって、防衛に関する事項に該当するものについて、我が国の防衛上特に秘匿する必要があるかどうかの判断は、防衛大臣のみが行うことができるとするよう整理していただきたい。

- 2 別表の第1号の防衛に関する事項であって、防衛に関し収集した情報は、防衛大臣の防衛政策に係る意思決定を支えるものと考えるところ。他方、「内閣の重要政策」に係る意思決定を支えるための情報は、行政事務の分担管理の原則から、「防衛に関する事項」であって、防衛に関し収集した情報」といったカテゴリではない別のカテゴリに属するものと考えられる。したがって、内閣官房が、収集した重要な情報を別表の第1号に該当するとして、特別秘密に指定し得るとするのではなく、同表に、「防衛に関し」とは別のカテゴリ（例えば、「内閣の重要政策に関し」等）を設けることが適当と考える。

- 3 本法案第5条第1項の規定により、他の行政機関の長から聞く「意見」とは、特別秘密を政府全体として適切に管理する観点から、共有に係る事項の各省庁における取り扱い状況、すなわち、省内で（あるいは省外に）どのくらい共有されているかなどの状況を確認することであり、本法案第3条に規定する別表事項の該当性（例え

ば、我が国の防衛上特に秘匿することが必要かどうか)の意見を聞くというものではないとの理解でよろしいか。この理解でよければ、この点が明確になるよう、法案第5条の規定を修正していただきたい。

4 (当省からの平成23年12月21日付質問の1「ス」に対する平成24年1月16日付貴室からの回答を踏まえ)

「後出し」指定について、「本法制において理論上排除されるものではない」とのことであるが、仮に、特別秘密の指定の際の各省庁の意見聴取において判明しなかった事項の共有の事実が、指定後に発覚した場合、当該指定前の共有に関与していた者については、罰則の適用は無いと考えてよいか。また、「後出し」指定後、それまでに当該事項を取り扱ったことのある者が、当該事項が特別秘密に指定されたことを知らないで、口外等した場合における罰則の適用は、どのようになるのか、御教示いただきたい。

平成24年2月8日
防衛省防衛政策局調査課

内閣官房内閣情報調査室 御中

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（適性評価関連）について

標記について、以下のとおり、意見等を提出します。

なお、以下の意見等につきましては、後日、その詳細を御説明に伺う予定でありますことを申し添えさせていただきます。

1 調査票について

現在、防衛省においては、防衛省訓令に基づき、秘密（省秘・防衛秘密等）の種類にかかわらず、その取扱者に対して、共通の適格性確認を行ってきたところ、防衛秘密制度は新法に取り込まれることになるため、今後は、特別秘密の取扱者については、新法における適性評価を行うことになるが、

また、

したがって、これまで、防衛省訓令に基づき、調査項目として定められていたものは、引き続き、新法における適性評価の調査項目として定めていただくよう、ご検討いただきたい。

2 施行期日について

新法における施行期日の設定に当たっては、特別秘密制度（適性評価を経た者に限り特別秘密を取り扱わせるという規定以外の部分）の施行後、一定期間内に、特別秘密の取扱者となる者に対し、新法に基づく適性評価を行う必要があるものと承知しているところ、現在、防衛省訓令に基づき、防衛秘密に係る適格性の確認を経ている者は、相当数存在しているため、これらの者について、新たに新法に基づく適性評価を行うこととした場合、その作業に十分な期間（移行期間）が必要と考える。

したがって、防衛省における新法に基づく適性評価に掛かる作業期間（作業見積もり）を考慮の上、新法の施行期日を設定していただくよう、ご検討いただきたい。

3 適性評価の代替措置について

新法における適性評価の代替措置「仮の適性評価」の取扱期間は、現在、「数ヶ月以内」に限ることで検討されているものと承知しているところ、「仮の適性評価」は、通常の適性評価が完了するまでの代替措置と考えられることから、その取扱期間については、適性評価の作業に要する期間を考慮の上、設定する必要があると考える。

この点、現在、各府省において行われている適格性確認制度における作業状況が参考になるものと考えられるが、防衛省における適格性確認の作業期間も十分考慮の上、ご検討いただきたい。

乙第 87 号証

秘密保全法制：国際約束の必要性

送信日時： 2012年2月22日 19:18

宛先： 内調職員253(内閣情報調査室); 内調職員107(内閣情報調査室)

CC: NAKAMURA KIMITAKE

FUJII TARO

KAYAMOTO YURI

NAKAI YUICHI

NONOMURA KAITARO

KASAI KOJI

MURAKAMI HIDENORI

TARUI TOSHIHARU

MANABE TAKASHI

MIYASHITA TADAYUKI

ADACHI HIDEAKI

NAKAJIMA HIDETO

TAKAO SUNAO

添付ファイル：国際約束必要性(外務省決裁版).docx (15 KB)

内調 [REDACTED] 様、[REDACTED] 様

お世話になっております。

遅くなりましたが、国際約束の必要性ペーパーを作成しましたので送付させて頂きます。
担当レベルでの協議につきましては、別途調整させて頂きますので宜しくお願ひ致します。

外務省 官房総務課／防護室 [REDACTED]

「国際約束」に関する規定を法案に盛り込むことの必要性

平成24年2月22日
外務省情報防護対策室

2012年1月19日付けの「特別秘密の保護に関する法律」（仮称）（素案）に関し、次の規定を設けることの必要性は以下のとおり。

「外国政府又は国際機関（以下この規定において「外国政府等」という。）から提供される当該外国政府等の安全保障等に関する事項であって、我が国が当該外国政府等との間で締結した国際約束に従い保護を必要とする情報。」

1. (1) 外国政府等から提供される当該外国政府等の安全保障等に関する情報であって、国際約束に従い保護を必要とするものには、その漏えい等が我が国の安全保障等に直接的な影響はないものの、当該外国政府等の安全保障等に重大な影響を及ぼすものが含まれる。

(2) 別表第一号に掲げる「防衛に関する事項」との関連では、同号口「防衛に関し収集した・・・その他の重要な情報」に該当するのであれば、上記1. (1)のような情報を特別秘密として指定し得る事項に読み込むことも可能かもしれないが、第二号に掲げる「外交に関する事項」については、基本的に我が国の安全保障等に関する一定の事項のみを対象としており、また、第三号に掲げる「公共の安全と秩序の維持に関する事項」についても、対象事項が基本的に特定有害活動に関する一定のものに限定されている。したがって、上記1. (1)のような情報は、別表第一号から第三号までだけでは特別秘密として指定し得る事項に読み込めないおそれがある。

2. これらの事項が漏えいした場合、

- ① 我が国が外国政府等との間で締結した国際約束に違反することになる
- ② 情報を提供した外国政府等の安全保障等に重大な支障を来す可能性があることから、当該外国政府等との信頼関係が損なわれ、じ後必要な情報を入手することが困難となるほか、我が国から提供した情報に対して外国政府等から適切な保護が与えられなくなるおそれもあり、我が国の安全保障等に重大な支障を来す可能性がある。

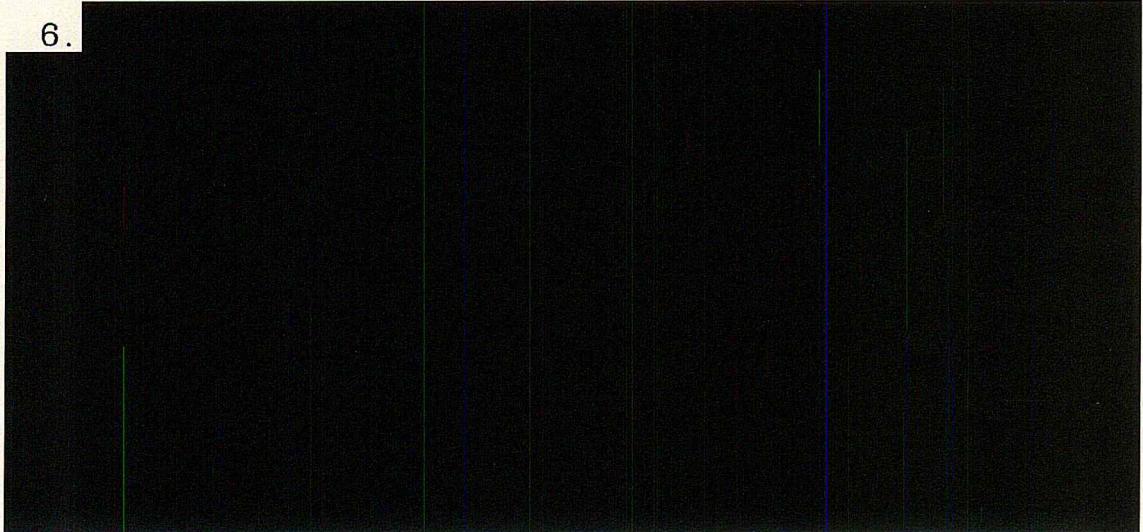
3. また、本法整備の目的の一つとして、第一条に「国際的な情報共有を促進」

することが挙げられているが、仮に本規定が盛り込まれないならば、上記1(2)のとおり、外国政府等から提供された情報については、それが当該外国政府等にとって安全保障等に関するものであり、国際約束に基づき保護を必要とするものであっても、我が国として特別秘密に指定し得ない場合が生じることとなり、国際的な情報共有の促進を大きく阻害するおそれがある。

4. なお、本規定にいう国際約束として想定される情報保護協定は、一般に、国内法令の範囲内で外国政府等から提供された情報を保護するための手続等を規定するものである（注）ため、単に情報保護協定を締結するのみならず、当該提供情報を国内法上厳格な保護手続の対象とすることが、外国政府等から提供された情報を適切に保護し、国際的な情報共有を促進するために極めて重要である。

5. したがって、上記1.(1)のような情報については、我が国として厳重に保護することが極めて重要であり、仮に別表第一号から第三号までに該当しない事項であっても、そのような情報を特別秘密に指定し得るようにするため、本規定を置く必要がある。

6.



【注1】情報保護協定

(1) 締約国政府間で交換される秘密情報を、受領する締約国政府が適切に保護するための手続等について定める国際約束。保護の対象を軍事情報に限定したものは、G S O M I A (General Security of Military Information Agreement)と呼ばれることがある。

(2) 一般的に、国内法令の範囲内で、受領した秘密情報を第三国政府等に提

供しないこと、受領した秘密情報に対し秘密情報を提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えることなどを規定。

(3) また、通常、秘密情報へのアクセスを、知る必要（need-to-know）があり、セキュリティー・クリアランス（適性評価）を付与された者に限定。

【注2】我が国が締結済みの情報保護協定及び保護の対象

(1) 日仏情報保護協定（2011年10月署名・発効）

「秘密情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とし、かつ、秘密指定が付されるものをいう。（第1条（a））

(2) 日NATO情報保護協定（2010年6月署名・発効）

「秘密の情報又は資料」とは、許可されていない開示からの保護を必要とする決定された情報又は資料であって、秘密指定により指定されたものをいう。

（合意議事録4（iii））

(3) 日米軍事情報包括保護協定（日米GSOMIA）（2007年8月署名・発効）

「秘密軍事情報」とは・・・当該情報の起源となる締約国政府の国家安全保障のために保護を必要とするものをいう。（第1条（a））

（了）